



▲ポジティブ・アクション  
シンボルマーク「きらら」

資料3

6月は第29回男女雇用機会均等月間です。

# 踏み出そう ポジティブ・アクション！

～男女ともに力を発揮する企業が未来を担う～



雇用均等室が皆さまのお役に立ちます。

男女雇用機会均等法において

雇用管理全般で性別を理由とする  
差別は禁止されています。

婚姻、妊娠・出産等を理由として  
女性に不利益な取扱い等をする  
ことは禁止されています。

事業主は、職場における  
セクシュアルハラスメントを  
なくすため、雇用管理上必要な  
対策をとらなければなりません。

ご相談は都道府県労働局雇用均等室へ（匿名でも大丈夫・無料です）。



厚生労働省 都道府県労働局